

(入学検定料の額等)

第5条 入学検定料の額は、次のとおりとする。

- 一 学部 17,000円
- 二 大学院 30,000円

2 学部の入学検定料の額は、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、かつ、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合には、前項第1号の規定にかかわらず、第1段階目の選抜にあっては4,000円とし、第2段階目の選抜にあっては13,000円とする。

3 大学院の学力検査において、外国語試験のみを受験する場合の検定料は、第1項第2号の規定にかかわらず10,000円とする。

第6条 入学検定料は入学願書に添えて納付しなければならない。

2 既納の入学検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に係る既納の入学検定料については、この限りでない。

- 一 前条第2項に規定する場合において、第1段階目の選抜で不合格になった者
- 二 出願（前条第1項第1号に係るものに限る。）の受付後に出願の資格のない者であることが判明した者で個別学力検査が行われなかったもの。

3 前項ただし書の規定により還付する入学検定料の額は、第2段階目の選抜に係る入学検定料の額に相当する額とする。

(入学料の額等)

第7条 入学料の額は、次のとおりとする。

一 学部

ア 医学科

- (1) 県内生 282,000円
- (2) 県外生 802,000円

イ 看護学科

- (1) 県内生 282,000円
- (2) 県外生 423,000円

二 大学院

ア 博士課程 282,000円

イ 修士課程 282,000円

2 県内生とは入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者又はその者の配偶者若しくは1親等の親族である者をいい、県外生とは県内生以外の者をいう。

3 入学料は、入学手続をする際に納付しなければならない。

- 4 次の各号に掲げる場合は、入学料を免除する。
- 一 本学大学院修士課程を修了し、本学大学院博士課程に進学する者については、第1項第2号アの入学料を徴収しないものとする。
  - 二 本学大学院看護学研究科修士課程に入学し、次のいずれかに該当する者については、第1項第2号イの入学料を徴収しないものとする。
    - ア 本学卒業後、直ちに本学大学院看護学研究科修士課程へ進学する者
    - イ 看護系大学を卒業した者又は卒業見込みの者で、本人又はその者の配偶者若しくは1親等の親族である者が入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有し、経済的支援を必要とする者
    - ウ 県内看護系大学を卒業した者又は卒業見込みの者で、経済的支援を必要とする者
- 5 理事長は、必要があると認めたときは、第1項の入学料を減免することができる。